

北海道苦情審査委員の活動状況報告

北海道苦情審査委員に関する条例（平成10年条例第45号）第18条第2項に基づき、令和5年4月1日から令和5年6月30日までの北海道苦情審査委員の活動状況を、次のとおり公表します。

令和5年7月26日

北海道知事 鈴木直道

1 苦情申立ての状況

令和5年4月1日から令和5年6月30日までの苦情申立ては3件となっており、表1及び表2のとおりである。

表1 対象機関別の苦情申立ての状況 (単位：件、人)

対 象 機 関	苦 情 件 数	申 立 人	
		個 人	法人等
知 事	2	2	0
総 務 部	1	1	0
総 合 政 策 部	0	0	0
環 境 生 活 部	0	0	0
保 健 福 祉 部	0	0	0
経 済 部	1	1	0
農 政 部	0	0	0
水 産 林 務 部	0	0	0
建 設 部	0	0	0
出 納 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	0	0
選 挙 管 理 委 員 会	0	0	0
連 合 海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
海 区 漁 業 調 整 委 員 会	0	0	0
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	0	0	0
病 院 事 業 管 理 者	0	0	0
小 計	2	2	0
道 の 機 関 以 外	1	1	0
合 計	3	3	0

(注)

- ・知事部局の所管部(局)別内訳には、振興局等出先機関に係るものを含む。
- ・対象機関が2以上の場合は、申立事項の主となる機関に計上。

表2 申立事項

区 分	件 数	申 立 事 項
総 務 部	1	苦情申立てに係る弁明の事実相違について
経 済 部	1	北海道お米・牛乳子育て応援事業の同意事項について
道の機関以外	1	生活保護費について

- 2 苦情申立ての処理状況
 苦情申立ての処理の内訳は、表3のとおりである。

表3 苦情申立ての処理状況

区 分	件 数
審 査 を 終 え た 事 案	4 (※)
審査をすることができない事案	0
審 査 を 中 止 し た 事 案	0
審 査 中 の 事 案	0
制度の対象外となった事案	1
審査することが適切か申立ての内容を検討中の事案	2
合 計	7

(※)令和4年度第4四半期からの継続分である。

- 3 苦情審査結果の内訳
 審査を終えた事案の審査結果の内訳は、表4のとおりである。

表4 審査の結果

区 分	件 数
是正又は改善の措置を講ずるよう勧告したもの	0
制度の改善を求める意見の表明をしたもの	0
申立ての趣旨に沿ったもの	2
申立ての趣旨に一部沿ったもの	1
道の機関の行為に不備がないもの	1
合 計	4

- 4 勧告及び意見表明の状況
 勧告及び意見表明したものはない。